

○質屋の許可の取消し、営業の停止命令

第25条第2項

改正 平成24年11月27日 平成26年3月20日
平成27年5月29日 平成29年3月22日
平成29年11月28日 令和元年12月14日
令和5年7月13日

処分基準

令和5年7月13日作成

法令名	質屋営業法
根拠条項	第25条第2項
処分の概要	質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令
原権者（委任先）	岡山県公安委員会
法令の定め	
処分基準	別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室